

廃棄物・リサイクル対策に関する提言・要望

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 多様な廃棄物に係る低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立など総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (2) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程における安全性が確保されるよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法的な義務付けを行うこと。
- (3) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に係る財政措置の拡充を図ること。
- (4) 放置産業廃棄物の早期撤去について、法的規制の整備や財政措置の拡充など施策の充実を図ること。
- (5) 廃石綿等の埋立処分基準により、「耐水性の材料で二重にこん包すること」、「固型化すること」のいずれかの方法で実施することとされているが、大地震等の災害によって破袋し廃石綿等が飛散することが十分想定されることから、同基準を「固型化すること」に限定すること。
- (6) 使用済み乾電池について、再資源化の制度を構築すること。
- (7) 生ごみ等食品廃棄物の堆肥化の普及拡大について、周知を図るとともに、国と地方の役割分担を明確にした上で、家庭系生ごみの再生利用の目標値を新たに設定すること。
また、堆肥化に取り組む自治体等の処理施設に係る支援措置を拡充すること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良等に係る支援措置を拡充するとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備に対する財政措置を講じること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や撤去、運搬、処理等を義務付けること。

(3) 不法投棄防止に向けた周知徹底を図るとともに、排出者等の利便性に配慮した環境の整備を推進すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、都市自治体と事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

(2) 容器包装リサイクル制度について、容器包装の範囲の周知徹底や飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。

(3) 設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者が義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向け検討を行うこと。

(4) プラスチック製容器包装の再商品化手法及び指定法人が定めるプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。